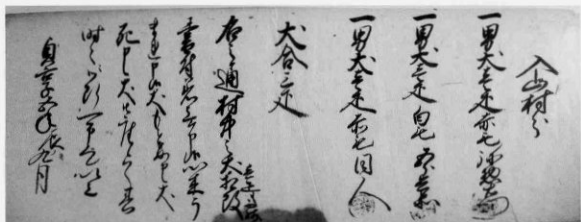


# 生類憐みの令と犬改め



この文書は、甘楽郡本宿村（現下仁田町本宿）に伝わる「犬改め帳」です。五代将軍徳川綱吉による生類憐みの令をうけて、貞享5年（1688）に作成されました。村ごとの飼い犬の性別・毛色・飼い主の名前などが書かれています。幕府の領地であった本宿村などでも生類憐みの令を徹底させるため、代官の命で犬1匹まで把握・登録し、提出したものと考えられます。文書の最後には、生まれた犬、買いうけた犬、死んだ犬がいれば届け出る旨が書かれています。生類憐みの令も宝永6年（1709）の綱占死後は実質的に廃止されました。

一 本宿村分	一 男犬一疋	赤ぶち	金左衛門
一 男犬一疋	赤ぶち	同	人
大合三疋			
恩賀村分	一 男犬一疋	はいげ	長右衛門◎
一 男犬一疋	赤毛	太郎兵衛◎	
大合二疋			
入山村分	一 男犬一疋	赤毛	弥惣右衛門◎
一 男犬一疋	白毛	五郎兵衛◎	
一 男犬一疋	赤毛	同	人◎
大合三疋			

右の通り、村中の犬相改め書付差し上げ申し候、以来、うまれ申し候犬、もども申し候犬、死に申し候犬御座候は、その時々により申し候、以上  
貞享五年辰の九月

◎恩賀村 松井田町西野  
◎入山村 松井田町西野  
◎正一疋（灰毛）／以来（以後）